

経済学部A方式I日程・社会学部A方式I日程・現代福祉学部A方式

3 限 選 択 科 目 (60分)

科 目	ペー ジ	科 目	ペー ジ
政治・経済	2~16	日本 史	18~31
世 界 史	32~51	地 理	52~63
数 学	64~69		

<注意事項>

- 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開かないこと。
- 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
- 科目の選択は、受験しようとする科目の解答用紙を選択した時点で決定となる。
一度選択した科目の変更は一切認めない。
- 数学は以下の注意事項に従うこと。
 - 解答用紙の所定欄の受験学部を○で囲むこと。
 - 解答はおもて面と裏面の所定の位置に、上下の方向に気をつけて記入すること。
 - 解答を導く途中経過も書くこと。
 - その他、解答用紙に記載された指示にしたがい解答すること(この指示どおりでない場合は採点の対象としない)。
 - 定規、コンパス、電卓の使用は認めない。
- マークシート解答方法については以下の注意事項を読みなさい。

マークシート解答方法についての注意

マークシート解答では、鉛筆でマークしたものを機械が直接読みとって採点する。したがって解答はHBの黒鉛筆でマークすること(万年筆、ボールペン、シャープペンシルなどを使用しないこと)。

記入上の注意

- 記入例 解答を3にマークする場合。

(1) 正しいマークの例

A	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
---	-----	-----	-----	-----	-----

(2) 悪いマークの例

A	(1)	(2)	(4)	(5)
B	(1)	(2)	(3)	(4)
C	(1)	(2)	(3)	(4)

枠外にはみださないこと。

○でかこまないこと。

- 解答を訂正する場合は、消しゴムでよく消してから、あらためてマークすること。
- 解答用紙をよごしたり、折りまげたりしないこと。
- 問題に指定された数よりも多くマークしないこと。

(政 治・経 済)

[I] 次の文章を読み、下記の問い合わせに答えよ。

日本の地方自治制度の歴史を顧みると、明治憲法(大日本帝国憲法)には地方自治に関する規定はなく、中央政府の統制が強い官治的な地方行政体制が敷かれていた。⁽¹⁾

これに対し、日本国憲法には地方自治保障規定が位置づけられ、地方公共団体の組織及び運営に関しては、地方自治の 1 に基づいて法律で定めることが規定された。これは、住民自治と 2 自治の双方が尊重される意味であると解されている。

住民自治の仕組みとしては、住民の参政権が基軸であり、地方公共団体の首長と議会議員の選挙権や直接請求権、住民投票などが挙げられる。一方、⁽²⁾ 2 自治とは地方公共団体の自治権をいい、自治行政権、3 の制定などの自治立法権、自治組織権、自治財政権から構成される。⁽³⁾

また、地方公共団体の統治機構の特色は、首長と議会が制度上、対等・対抗の関係にあることであり、いずれも住民代表機関であることから、これを4 代表制という。そして、首長と議会が対立した場合の調整など首長と議会との関係ルールが地方自治法に定められている。⁽⁴⁾

地方公共団体の政策能力の高まりや全国的な政治・行政環境の変容を背景にして、1990年代後半から今日に至るまで、段階的に地方分権改革が進められている。その画期は2000年に施行された地方分権一括法である。これにより、明治期以来の集権的な性格を有する 5 事務の制度が廃止され、地方公共団体の事務は自治事務と法定受託事務とに整理された。

その後、三位一体改革や自治行政権の確立などの改革が進められてきているものの、特に自治立法権や自治財政権については大きな課題が残されている。さらに、⁽⁵⁾ 人口減少社会への移行などの新たな社会・経済状況を踏まえつつ、平成の市町村大合併の評価や広域行政体制のあり方、大都市制度の見直しについても、引⁽⁶⁾

き続き検討を進めることが要請されている。

地方分権改革が「未完の改革」といわれるゆえんである。

問1 文中の空欄 1 から 5 を埋める語句としてもっとも適切な
ものを次のア～タの中から一つずつ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- | | | | |
|--------|--------|------|------|
| ア 固有 | イ 法律 | ウ 一元 | エ 公共 |
| オ 機関委任 | カ 政令 | キ 理念 | ク 間接 |
| ケ 条例 | コ 団体委任 | サ 二元 | シ 直接 |
| ス 基本 | セ 団体 | ソ 民主 | タ 本旨 |

問2 文中の下線部(1)に関連して、明治憲法下の地方制度について述べた、次の
ア～エの記述のうち、正しいものを一つ選び、その記号を解答欄にマークせ
よ。

- ア 府県知事は官選知事といわれるよう國の官吏が任命され、内閣総理大臣が直接、府県行政に対する監督権行使した。
- イ 府県は専ら國の地方行政機関として位置づけられ、課税権がないなど自治権を全く認められない存在であった。
- ウ 市町村長は住民の直接選挙により選任され、不適任の場合には住民はリコール(解職請求)行使することができた。
- エ 市町村会議員の選挙権には当初、納税要件など厳しい制限が付されていったが、段階的に緩和され、納税要件撤廃による男子普通選挙制が導入されるに至った。

政治・経済

問3 文中の下線部(2)に関連して、住民の参政権に係る現行制度について述べた、

次の文中的空欄 [A] から [G] を埋める数字・語句としてもっとも適切なものを下記の[解答群]のア～タから一つずつ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- ① 地方選挙権の年齢要件は満 [A] 歳以上であるが、都道府県知事の被選挙権の年齢要件は満 [B] 歳以上、市町村長のそれは満 [C] 歳以上である。
- ② 有権者総数80万人のP市における条例の制定・改廃の直接請求においては、必要署名数は有権者総数の [D] 以上であり、請求先はP市の [E] である。
- ③ 有権者総数30万人のQ市における議会解散の直接請求においては、必要署名数は有権者総数の [F] 以上であり、請求先はQ市の [G] である。

[解答群]

ア 16	イ 18	ウ 20
エ 25	オ 30	カ 35
キ 100分の1	ク 50分の1	ケ 10分の1
コ 6分の1	サ 3分の1	シ 議会
ス 首長	セ 人事委員会	ソ 選挙管理委員会
タ 監査委員		

問4 文中の下線部(3)に関連して、住民投票の法的拘束力について述べた、次のア～エの記述のうち、誤っているものを一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- ア 日本国憲法第95条に基づく、一の地方公共団体のみに適用される地方自治特別法の同意を求める住民投票の投票結果には法的拘束力がある。
- イ 地方自治法の直接請求制度に基づく、議会議員の解職請求に係る住民投票の投票結果には法的拘束力がある。
- ウ 地方公共団体の自主条例である住民投票条例に基づく、重要政策や重要施設立地等の賛否を問う住民投票すべてについて、その投票結果には法的拘束力がある。
- エ 「大阪都構想」を背景にして制定された大都市地域特別区設置法(2012年制定)に基づく、大都市を廃止してその区域に特別区を設置することについての住民投票の投票結果には法的拘束力がある。

問5 下線部(4)に関連して、首長と議会との関係ルールについて述べた、次のア～エの記述のうち、正しいものを一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- ア 首長の議会解散権は、議会の首長に対する不信任議決への対抗以外に、首長の自由な判断によりいつでも行使しうる。
- イ 議会の議決に対する首長の再議(拒否権)は、条例制定の議決には行使できない。
- ウ 定例会などの議会招集の権限は議長にのみあり、首長には認められていない。
- エ 首長、議員いずれも、条例案を議会に提出することができる。

政治・経済

問6 下線部(5)に関連して、地方財政について述べた、次のア～エの記述のうち、
正しいものを一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- ア 地方交付税は、地方公共団体の財政力格差の調整を目的にして、地方交付税法で規定する一定の算定方法に基づいて国から地方公共団体に交付される、使途自由の一般財源である。
- イ 地方税は地方公共団体自らが徴収する依存財源であるが、すべての税目(税の種類)について地方税法を直接の根拠として地方公共団体が住民等に課税している。
- ウ 地方債は地方公共団体の長期的な借入金であり、その発行については、長らく地方公共団体の自由な判断に任されてきた。しかし、財政状況悪化を背景にして、2006年に、全ての地方公共団体に対する国による起債許可制度が初めて導入された。
- エ ふるさと納税制度は、住民が出生地の地方公共団体に一定額を寄付し、その金額に対応して現住地の地方公共団体の個人住民税などが控除される制度である。乱用されないように、出生地の地方公共団体のみに限定されている。

問7 下線部(6)に関連して、広域行政と大都市制度について述べた、次のア～エの記述のうち、正しいものを一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

ア 国が主導して全国規模で一斉に行われた市町村合併は、明治の大合併と平成の大合併の2回のみである。

イ 近年、国の地方制度調査会などで検討された道州制は、都道府県にかえて、より広域のブロック単位の地方公共団体である道や州を新たに設置する制度構想である。国の事務・権限移譲の受け皿として道州が考えられていることも注目される。

ウ 現行の大都市制度の一つに政令指定都市制度がある。指定にあたっての人口要件は法律上200万人以上とされ、一般市よりも行政権限が大きく、都道府県の区域から分離・独立することが大きな特徴である。

エ 東京都と特別区(23区)の都区制度も現行大都市制度の一つである。特別区の区域においては、広域自治体である都が基礎自治体の事務のほとんどを直接担う点に特色があり、このことから、今日においても、特別区は都の内部団体ないし出先機関として位置づけられている。

政治・経済

[Ⅱ] 次の文章を読み、下記の問い合わせに答えよ。

日本の税・財政や金融が直面する課題にはどのようなものがあるだろうか。

まず、税制については、厳しい財政状況を踏まえ、社会保障関係費の増大に必要な財源を確保し、⁽¹⁾経済・社会の構造変化に対応した税制を構築することが政府の重要な課題となっている。

戦後日本の税制は、Aによる直接税中心主義をとってきた。しかし、直接税中心主義に関しては、税務当局の業種ごとの所得捕捉率の不公平や、高い累進税率が勤労意欲や納税意欲を低下させるなどの弊害が指摘されてきた。1989年には、新たに課税対象を消費全体に広げるBの一種である消費税が導入された。それ以降、間接税のウェイトが高まってきたが、近年でも、国税収入のうち直接税収入が約60%，間接税が約40%という直間比率になっている。消費税には低所得者ほど所得に占める税の負担率が高くなるという逆進課税の弊害も指摘されるが、全ての消費者が同じ税率を課せられるという意味ではCが達成され、EU諸国などではBは基幹税として税制において主要な位置を占めている。

財政については、1973年の第1次石油危機以降、日本は深刻な財政赤字問題に直面しており、国債への依存度が非常に高まっている。⁽²⁾国債は政府の借金であり、財政法は、道路や港湾の建設といった公共事業の経費などをまかなく建設国債をのぞき、原則として国債の発行を禁じている。しかし、1973年の第1次石油危機による税収不足を補うため、一般的な経費をまかなくための特例国債が1975年に発行された。

2015年度予算では、国の一般会計の税収は約54兆5,250億円であったのに対して、新規国債発行額は約36兆8,630億円となった。公債依存度は2015年度当初予算96兆3,420億円の38.3%に及ぶ。日本の債務残高(一般政府ベース)は、2015年に対GDP比229.2%まで累積した。⁽³⁾財政構造改革によって財政健全化の道筋を示すことが重大な課題になっている。

金融の面では、1996年に政府が打ち出した日本版金融ビッグバン構想により、⁽⁴⁾抜本的な金融制度改革が実行され、広範な金融規制緩和が実現し、銀行での投資⁽⁵⁾

政治・経済

信託や保険商品の販売、株式売買手数料の自由化などがおこなわれた。また、近年は、2012年末に成立した第2次安倍内閣が推進する「アベノミクス」と呼ばれる経済政策において第一の矢と位置付けられた「大胆な金融政策」によるデフレ脱却⁽⁶⁾の試みが国民の注目を集めた。通貨の供給量を調整する役割を担う日本銀行⁽⁷⁾は、2013年に異次元金融緩和⁽⁸⁾と呼ばれる金融緩和政策を導入し、2年以内に消費者物価上昇率を2%に引き上げることを目標とすることを発表した。異次元金融緩和によって日本銀行は長期国債・リスク資産等の市場からの買い入れを大幅に増やし、マネタリーベースが急増した。⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾

問1 文中の空欄 A ~ C にあてはまるもっとも適切な語句を、

次のア～セから一つずつ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- | | |
|-------------|----------|
| ア ニクソン・ショック | イ シャウプ勧告 |
| ウ プラザ合意 | エ 前川レポート |
| オ ドッジ・ライン | カ 住民税 |
| キ 関税 | ク 付加価値税 |
| ケ 固定資産税 | コ 事業税 |
| サ 垂直的公平 | シ 水平的公平 |
| ス 応益原則 | セ 応能原則 |

問2 下線部(1)「財政」に関連して、国と地方の財政関係の本格的な改革である

「三位一体改革」として実現した改革の説明として誤っているものを、次のア～エから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- | |
|-------------------|
| ア 国から地方への税源の移譲 |
| イ 国庫支出金の削減 |
| ウ 地方交付税の見直し |
| エ 地方債発行の事前協議制への移行 |

政治・経済

問3 下線部(2)「国債への依存」に関連して、政府が国債の大量発行に財源を依存し国債残高が累積することに伴う問題点に関する記述として誤っているものを次のア～エから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- ア 国内金利が低下して国内の預貯金の金利が下がり、預貯金に頼る高齢者の生活に打撃を与えるおそれがある。
- イ 予算の多くが国債の返済に使われると、現在や将来の政策経費を圧迫し、柔軟な財政政策ができなくなるおそれがある。
- ウ 国債を償還する将来世代に負担が転嫁されて世代間の公平が損なわれるおそれがある。
- エ 国債が大量に発行されると、民間から資金が吸い上げられ、民間企業の投資が抑制されるおそれがある。

問4 下線部(3)「GDP」に関して、ある国(通貨単位：円)は、2014年の名目GDPが200兆円、GDPデフレーターが100、2015年の名目GDPが210兆円、GDPデフレーターが103であった(名目GDPとGDPデフレーターは年末値とする)。この国の2014年の実質GDP成長率の値として最もっとも適切なものを次のア～コから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。ただし、実質GDP成長率の値が整数にならない場合は最も近い値を選ぶこと。

- ア 1% イ 2% ウ 3% エ 4% オ 5%
カ 6% キ 7% ク 8% ケ 9% コ 10%

問5 下線部(4)「日本版金融ビッグバン」に関して、その構想において掲げられた原則として誤っているものを、次のア～エから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- ア フェア イ グローバル
ウ サステイナブル エ フリー

問6 下線部(5)「銀行」に関して、その主な機能の一つが信用創造機能である。信用創造機能によって、銀行は預金の受け入れと貸し出しをくりかえすことで当初の預金を上回る預金をつくりだすことができる。銀行が最初に受け入れた預金額が100億円であるとき、支払準備率(銀行が受け入れた預金のうち貸し出さずに支払いの準備とする割合)を10%とすると、信用創造機能によつて銀行がつくりだすことのできる預金通貨の額としてもっとも適切なものを、次のア～キから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。ただし、銀行がつくりだす通貨預金の額は、銀行が最初に受け入れた預金額を含まない。

- | | | |
|-----------|---------|---------|
| ア 10億円 | イ 40億円 | ウ 90億円 |
| エ 100億円 | オ 400億円 | カ 900億円 |
| キ 1,000億円 | | |

問7 下線部(6)「経済政策」に関連して、政府が財政金融政策で民間投資を刺激すれば有効需要が拡大することを理論化した経済学者の名前としてもっとも適切なものを、次のア～オから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- | | | |
|---------|-----------|--------|
| ア ケインズ | イ アダム＝スミス | ウ ワルラス |
| エ コルベール | オ ラッサール | |

問8 下線部(7)「金融政策」に関して、説明として誤っているものを、次のア～エから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- | | |
|---|--|
| ア マネーストックとは、日本銀行を含む金融機関が供給する通貨の総量のことである。 | |
| イ マネタリズムを唱えたフリードマンは、政府の裁量的な財政金融政策を排し貨幣供給量を経済成長率にあわせて一定に保つことが物価安定には有効だと主張した。 | |
| ウ ゼロ金利政策とは、政策金利を実質的に0%に誘導する金融政策である。 | |
| エ 短期金融市场とは、期間半年未満の短期資金が取り引きされる金融市场である。 | |

政治・経済

問9 下線部(8)「通貨」に関して、供給された通貨が担う主な機能の説明として誤っているものを、次のア～オから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- ア 財やサービスの交換の仲立ち
- イ 商品の価値の基準
- ウ 債務の決済
- エ 価値の保持
- オ 国の歳入不足の補てん

問10 下線部(9)「日本銀行」に関して、その役割の説明として誤っているものを、次のア～オから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- ア 不換紙幣である銀行券を独占的に発行できる
- イ 国庫金の出し入れを行う
- ウ 市中金融機関に資金を融通する
- エ 円の為替レートの安定を目的として金融政策を行う
- オ 最高意思決定機関である政策委員会が金融市场調節方針を決定する

問11 下線部(10)「金融緩和」に関して、政府が金融緩和を行った場合に期待される経済の変化の説明として誤っているものを、次のア～エから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- ア 短期市場金利の上昇
- イ 金融市场に供給される通貨の総量の増加
- ウ 企業の設備投資の増加
- エ 家計の消費支出の増加

〔Ⅲ〕 次の文章を読み、下記の問い合わせに答えよ。

農業は、人間の命を支える食料を生産する点で重要な産業であり、また国の成長を支える点でも大きな役割を担ってきた。

日本の場合は、国の大工业化を目指した明治時代には、1への課税に切り替え、農業部門から徴収された租税を、政府が近代的大工業への投資に振り向け、2への基礎を築いたと言われている。

一方で、経済全体の好不調にも影響され、松方正義大蔵卿による緊縮財政では、3で農産物の価格が下がる一方で、農家は租税負担が重くなつて、所有農地を売却し、寄生地主制につながつた。また、第2次世界大戦直前になると、戦時体制に向けた対応が取られる中で、1942年には4が制定され、国が一元的に米の需給、価格を調整し、流通を規制した。

戦後は、国民の食糧不足への対応が必須となり、5体制を日本農業の理念として掲げた農地法が1952年に制定された。それからわずか3年後には、日本経済は高度経済成長の時代を迎え、実質所得が急上昇していく。農業部門においても、経済成長への積極的な適応が求められることになり、1961年には農業基①本法が制定された。

そして今日では、産業構造の高度化が進み、第1次産業の就業人口や所得の占める割合は大きく減少し②、国内総生産に占める第1次産業の割合は、A%となっている。また、所得水準が上昇するにつれて、家計費に占める飲食費支出の割合が低下するとともに③、食事の内容も大きく変化し洋風化が進んでいる。その結果、輸入品への依存度が高まるとともに、コメの流通や消費をめぐる状況④にも影響が及んでいる。このような変化を受けて制定された食料・農業・農村基本法⑤では、農政の領域を広げ、農業を国民全体の問題としてとらえ直し、総合的な政策を示した。

世界規模では、飢餓と飽食が並存しながらも食のグローバル化⑥が強まっており、6 貿易をめざすTPP(環太平洋パートナーシップ協定)⑦についてもその功罪が多方面から議論されるなど、各国の食料生産・確保のあり方⑧が改めて問われている。

政治・経済

問1 空欄 1 から 6 にあてはまるもっとも適切な語句を、次のア～テから一つずつ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- | | |
|-----------|-------------|
| ア 所得 | イ 農産物 |
| ウ 付加価値 | エ 土地 |
| オ 自由 | カ 保護 |
| キ 水平 | ク 南北 |
| ケ 殖産興業 | コ 所得倍増 |
| サ 傾斜生産方式 | シ 小作農 |
| ス 自作農 | セ インフレーション |
| ソ デフレーション | タ スタグフレーション |
| チ 食糧法 | ツ 食糧統制法 |
| テ 食糧管理法 | |

問2 空欄 A にあてはまるもっとも適切な数字を、次のア～オから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- ア 1 イ 3 ウ 10 エ 25 オ 40

問3 下線部①の農業基本法で掲げられた方針について、その後の展開として誤っているものを、次のア～エからすべて選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- ア 選択的拡大として掲げられた果樹・園芸などの部門での生産が拡大した。
イ 農業から他産業への労働力が移動し、自立経営農家の育成が進んだ。
ウ 飼料の国内自給が進み、畜産部門の生産が全国各地で拡大した。
エ 田植機やトラクターといった機械の導入が進み、コメ作りの省力化が進んだ。

問4 下線部②と③のような経験則について、それを論じた人物として適切なものを、次のア～オからすべて選び、その記号をそれぞれの解答欄にマークせよ。

ア リカード

イ マルサス

ウ クラーク

エ エンゲル

オ ペティ

問5 下線部④に関連して、以下の記述のうち誤っているものを、次のア～エから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

ア 新食糧法のもとでコメの販売は許可制となり、米穀店だけでなく、コンビニエンスストアやスーパーマーケットでコメの取り扱いが広がった。

イ 農家が消費者に直接販売できるようになり、生産者や産地が食味の向上を目指しブランド形成の動きが活発になっている。

ウ 国民1人当たりのコメの年間供給量は2013年には60kg近くとなり、この50年間で半減し、コメの消費量は減少傾向にある。

エ 2011年の家計調査において、1人暮らしを除く世帯では、食の多様化や小麦価格の世界的な高騰により、パンの購入金額が米の購入金額を初めて上回り話題となった。

問6 下線部⑤食料・農業・農村基本法の内容に関する記述として誤っているものを、次のア～エから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

ア 食料自給率の目標を定めた食料・農業・農村基本計画を定め、国会に報告し、公表するよう義務付けている。

イ 国民に対して、国内での農業生産を基本としながら、輸入や備蓄を適切に組み合わせて、食料を安定的に供給する。

ウ 国土や自然環境の保全、農産物の供給といった農業の外部経済を発揮できる環境を整えることを目的に掲げている。

エ 中山間地域農業の持つ多面的機能を背景に、公的支援を講じる必要性が強調されている。

政治・経済

問7 下線部⑥に関連して、以下の記述のうち誤っているものを、次のア～エから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- ア アメリカでBSEが発生したことを契機として、日本はアメリカ産牛肉にセーフガードを発動させ、輸入を停止した。
- イ 中国における経済発展が、油脂や畜産物の需要を増加させ、原料となる大豆や飼料穀物のとうもろこしが国内では不足し、輸入量を増加させる方向にある。
- ウ 日本はウルグアイ・ラウンド農業合意により、外国産米を輸入し、その大半は外食産業や加工品に回している。
- エ 地球温暖化対策やエネルギー安全保障への高まりを背景に、バイオエタノールの生産が拡大し、原料となるトウモロコシの需要増加が、世界の食料問題を深刻化させる懸念がある。

問8 下線部⑦のTPP(環太平洋パートナーシップ協定)の原加盟国として誤っているものを、次のア～カからすべて選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- ア シンガポール イ ニュージーランド ウ オーストラリア
エ ペルー オ チリ カ ブルネイ

問9 下線部⑧に関して、2013年度の日本の品目別食料自給率(カロリーベース)について、高いものから順番に並べ、2番目と4番目にあたるものを次のア～エから一つずつ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- ア 米
イ 小麦
ウ 野菜
エ 肉類(ただし、飼料自給率を考慮しない)